

当番弁護士通訳ガイドライン

2019年7月18日

東京三弁護士会刑事弁護委員会外国人事件部会

1 目的

本書は、日本語を母語としない被疑者・被告人の権利を守るために的確な通訳が不可欠であることから、当番弁護士に同行する通訳人に守っていただきたい事項をまとめたものです。

2 正確な通訳

- ① 発言を通訳する時は、一部の言葉を省略したり、別の言葉を追加したりすることなく、元の発言をそのまま伝えてください。発言の要旨をまとめて通訳することはしないでください。
- ② 元の発言のニュアンスも再現して通訳してください。乱暴な言葉、汚い言葉も、できるかぎりそのまま伝えてください。
- ③ 自分が行った通訳に間違いがあったことに気付いた時は、速やかに弁護士に伝えてください。
- ④ 被疑者・被告人と通訳人の間で、直接会話をしないでください。被疑者・被告人から質問や要望があった時は自分でこたえず、そのまま質問や要望を弁護士に対して通訳してください。被疑者・被告人の発言の意味がわからなかった時も、自分の判断で質問や要望を追加して意味を明らかにしようとせず、そのまま通訳して弁護士に伝えてください。

3 中立性

- ① 被疑者・被告人及び事件に対して、偏見や先入観をもたずに通訳してください。
- ② 通訳人は、被疑者・被告人、被害者またはその関係者と知人関係にあるなど利害関係があることが判明した場合は、それを速やかに弁護士に伝え、その通訳の依頼を受けてよいか確認してください。
- ③ 被疑者・被告人に対して、自らアドバイスや助言等をしないでください。
- ④ 被疑者・被告人、その他の関係者から直接金品を受け取らないでください。

4 プロフェッショナル性

- ① 被疑者・被告人に対して丁寧な言葉遣いで話し、常に礼節を持った態度で接してください。
- ② 依頼の難易度や量などから、自分で行うことが不可能あるいは著しく困難な依頼であると判断した場合は、その通訳の依頼を受けないようにしてください。

5 守秘義務

通訳人は、被疑者・被告人との接見で見聞きした内容について守秘義務を負いますので、捜査機関を含め、外部に開示しないでください。守秘義務の対象としては、接見内容はもちろん、被疑者・被告人の氏名、住所などの個人情報、事件の内容を含みます。

6 通訳能力の研鑽

通訳人は、自身の通訳能力の向上、研鑽に常に努めてください。

(ここまで)